

令和4年度第11回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和5年2月7日（火）

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第77号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第78号 農地の転用の許可の申請について

議案第79号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第80号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第81号 非農地通知交付申請について

議案第82号 農用地利用集積計画について

議案第83号 農用地利用配分計画案について

議案第84号 土地区画整理事業計画の協議について

(2) 報告

報告第50号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第51号 現況証明願について

報告第52号 農地の転用のための届出の受理について

報告第53号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第54号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二

5番 柴田 若江、6番 神谷 六雄、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要

9番 近藤 健次、10番 成田 恭淑、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久

13番 加藤 健一、14番 内藤 六市、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志

17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、24番 浅岡 治徳

25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享、28番 高木 政昭

29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 眞人、33番 新實 文夫

34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農地利用最適化推進委員)

23 番 中根 浩司、37 番 舩 憲明

5 出席事務局職員等

(1) 土地区画整理事業

施行認可申請予定者 主事 佐藤 由佳、主事 山崎 翔太、技師 金本 和也

(2) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主事、事務員

(3) 農務課 主査

(4) 中山間政策課 政策係係長

(5) 地域創生課 政策推進係係長、主査

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、23 番の中根 浩司委員、37 番の舩 憲明委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者 2 名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員： (異議なし)

会長：それでは 5 番の柴田 若江委員と 6 番の神谷 六雄委員にお願いいたします。それでは議事に従いまして、議案を進めていきたいと思いますが、本日の総会では、議案第 84 号に関係して出席されている方がお見えですので、議案第 84 号を先行して議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(土地区画整理事業計画の協議について、協議書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、同意するものといたします。それでは、土地区画整理事業施行認可申請予定者の方には退出していただきます。

(土地区画整理事業施行認可申請予定者退出)

会長：次に、議案第 77 号を議題といたします。審議に際し、岡崎市漆プロジェクトの件で、岡崎市職員に出席を依頼し、お越しいただいております。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 16 件説明を行った。なお、申請番号 52 番について、取下げがあった旨を報告した。）

会長：ありがとうございます。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号 49 番においては山内委員が申請代理人、65 番においては阿部田委員が申請当事者となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いします。

近藤（靖） 委員：申請番号 50、51 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 25 日。本案件は、岡崎市漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として、肥培管理を行い、漆を生育し、樹液を採取・利用したいというものです。申請地は遊休農地化しております。当事者において合意はできており、調査の結果、地域農業への影響はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

川澄 委員：申請番号 53 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 28 日。本案件は、岡崎市漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として、肥培管理を行い、漆を生育し、樹液を採取・利用したいというものです。申請地は遊休農地化しております。当事者において合意はできており、調査の結果、地域農業への影響はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

阿部田 委員：申請番号 54～56 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 25 日。本案件は、岡崎市漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として、肥培管理を行い、漆を生育し、樹液を採取・利用したいというものです。申請地は遊休農地化しております。当事者において合意はできており、調査の結果、地域農業への影響はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

三浦 委員：申請番号 57 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 24 日。本案件は、申請人が自作地の近くにある申請地を譲り受けて、農業経営を拡大したいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山内 委員：申請番号 58、59 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 30 日。調査員の拙委員が本日欠席のため、38 番山内が代わりに調査内容を発表させていただきます。本案件は、岡崎市漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として、肥培管理を行い、漆を生育し、

樹液を採取・利用したいというものです。申請地は遊休農地化しております。当事者において合意はできており、調査の結果、地域農業への影響はないとのこと。よって、調査員総合意見としては可となっております。

続いて、申請番号 60～64 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 29 日。本案件は、岡崎市漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として、肥培管理を行い、漆を生育し、樹液を採取・利用したいというものです。申請地は遊休農地化しております。当事者において合意はできており、調査の結果、地域農業への影響はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

小野 委員：漆というのは畑扱いになるのでしょうか。山林と畑の線引きはどういったものなのでしょうか。

岡崎市：漆に関しては、植栽と肥培管理をしていくということで農地として認められるため、畑として申請をしております。

高木 委員：漆のブランド化ということですが、漆の品種は色々あるのでしょうか。また、採算がとれる本数は決まっているのでしょうか。

岡崎市：漆の品種ですが、現在樹液を採取し、活用できるものが 1 種類ございます。植栽本数に関しては、栽培場所によって本数に多少の違いはありますが、およそ 3 m 間隔で植える予定ですので、1 反につき 100 本程度になるかと思われま。

中野 委員：人・農地プランとの絡みはどうなりますか。また、荒れている農地を対象にしているのか、希望すればどこでも対象地になるのか、教えてください。さらに、地代についてもお聞きしたいです。

岡崎市：場所の選定についてですが、耕作放棄地で所有者や地元の方から相談のあった場所を対象地として選んでおります。しかし、要望があったとしても一度に進めることは難しいため、現状保留になっている場所もいくつかございます。また、地代に関しては、地権者の方をお願いをして、使用貸借という形で契約を結んでおります。

中野 委員：人・農地プランとの兼ね合いで、地域ごとに農地として守っていくところと山林として管理していくところを区分けした方が良いかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

事務局：人・農地プランが来年度から地域計画へと移行しますが、現段階では漆について具

体的な検討が為されておられません。しかしながら、中野委員の言われるとおり、今後地域計画を作成する際は、地域ごとの区分けを意識していきたいと思います。

中野 委員：栽培は誰が行うのでしょうか。地権者が行うことはありますか。

岡崎市：漆プロジェクトの中で実行委員会を発足しまして、栽培についても実行委員会が行っていきます。そのため、地権者が栽培することはありません。

酒井（功） 委員：実行委員会は何名で構成されていますか。また、実行委員会が栽培から販売までを行うと思うのですが、その中に農家が果たす役割はあるのでしょうか。さらに、プロジェクトとして完結するのではなく、その後漆栽培の方法を農家に広めることは考えていますか。

岡崎市：実行委員会のメンバーについて、岡崎市やJ A、森林組合、地域商社、さらには鳥取大学の研究機関等で構成されております。農家の取り組みに関してですが、今回のプロジェクトが一事業として成立すれば、あるいは試験期間中においても、植栽後の漆の維持管理を農家の方にも行っていただきたいと考えております。

浅岡 委員：漆は湿地でも栽培できるのか、乾いた土地でないと難しいのか教えてください。

岡崎市：湿地では根腐れ等でなかなか育たないため、水はけの悪い土地については、粘土層を壊すといった対策をとり、栽培のしやすい土地づくりを計画しています。

会長：ありがとうございました。そのほか御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に、申請番号 49 番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 49 番について調査担当委員の意見をお願いします。

近藤（靖） 委員：申請番号 49 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 26 日。本案件は、山間地で農業をしながら生活したいと考えており、空き家とともに農地を取得し、農業を始めていきたいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に、申請番号 65 番の報告及び審議とするため、阿部田委員には一度退室していただきます。

（阿部田委員退出）

会長：それでは、申請番号 65 番について調査担当委員の意見をお願いします。

山内 委員：申請番号 65 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 29 日。本案件は、岡崎市漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として、肥培管理を行い、漆を生育し、樹液を採取・利用したいというものです。申請地は遊休農地化しております。当事者において合意はできており、調査の結果、地域農業への影響はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。それでは、阿部田委員には入室していただきます。次に、議案第 78 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って3件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を願います。

保田 委員：申請番号17番 調査年月日は令和5年1月25日。本案件は、水はけが悪く耕作に苦慮しているため、道路の高さまで嵩上げして耕作しやすくしたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

近藤（靖） 委員：申請番号18番 調査年月日は令和5年1月27日。本案件は、農地への出入りが困難なため、道路高と同じ高さまで嵩上げし、耕作しやすいように改良したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

市川 委員：申請番号19番 調査年月日は令和5年1月29日。本案件は、妻と子ども2人で住んでいた住居の売買が成立したため、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に、議案第79号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って6件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を願います。

酒井（誠） 委員：申請番号 100 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 29 日。本案件は、自宅が道路の収用事業にかかり、移転をする必要があるため、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

保田 委員：申請番号 101 番 調査年月日は令和 5 年 2 月 2 日。本案件は、現在妻と子どもの 4 人で賃貸住宅に暮らしているが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

二村 委員：申請番号 102 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 22 日。本案件は、現在妻と子どもの 4 人で社宅に暮らしているが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

羽根田 委員：申請番号 103 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 22 日。本案件は、現在歯科医院を経営しているが、患者数の増加に伴い診療所が狭小であり、また駐車場が不足しているため、申請地に診療所及び駐車場を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田 委員：申請番号 104 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 23 日。本案件は、自宅が道路の収用事業にかかり、移転をする必要があるため、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

川澄 委員：申請番号 105 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 29 日。本案件は、太陽光発電事業を行っているが、業務拡大を図るため、申請地に太陽光発電設備を設置したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものいたします。次に議案第 80 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

高木 委員：申請番号 8 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 31 日。本案件は、申出事由の生じた方が、怪我により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主で年間 200 日程度農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものいたします。次に議案第 81 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知交付申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

柴田(若) 委員：申請番号 21 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 31 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

川澄 委員：申請番号 22 番 調査年月日は令和 5 年 1 月 29 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し通知するものといたします。次に議案第 82 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものといたします。次に議案第 83 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものとしたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	2件
現況証明願について	3件
農地の転用のための届出の受理について	3件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	10件
農地転用許可後の事業計画変更の承認について	1件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 11 時 10 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（5番）

岡崎市農業委員会委員（6番）